

# つばめ子育て応援企業認定 男性の育児休業取得促進奨励金制度が 使いやすくなりました！



令和4年  
4/1  
から

## 変更点① つばめ子育て応援企業の認定区分が1つになりました！

### つばめ子育て応援企業

【認定条件】新潟県のハッピー・パートナー企業で  
パパ・ママ子育て応援プラス認定を受けている企業

\* 変更前に子育て応援企業として認定されている場合は、  
つばめ子育て2つ星応援企業、つばめ子育て3つ星応援企業のどちらも、  
変更後のつばめ子育て応援企業とみなします。  
制度変更に伴い、新たにお問い合わせの手続きはありません。



## 変更点② 男性育休奨励金の交付条件が緩和されました！



▶ 育休の取得日数に  
勤務を要しない日を含むことができるようになりました！

育休期間が **5日**以上 **14日**未満 ..... 事業主：**7万円** / 取得者：**5万円**  
\* 育休期間中に勤務を要する日が4日以上必要です。

育休期間が **14日**以上 ..... 事業主：**15万円** / 取得者：**5万円**  
\* 育休期間中に勤務を要する日が9日以上必要です。

▶ 市外在住の男性従業員も奨励金を受け取れるようになりました！

▶ 2歳未満の子の養育のための育児休業に対象年齢を延長しました！

### 申請の流れ

【STEP1】ハッピー・パートナー企業※1「パパ・ママ子育て応援プラス」の申請→認定  
【STEP2】「つばめ子育て応援企業」の申請→認定  
【STEP3】男性育休奨励金の申請  
【STEP4】奨励金交付

まずはご相談ください！

### 申請方法

認定申請書を郵送、または地域振興課へ直接提出  
制度についての詳細、申請書のダウンロードはこちらから →

[https://www.city.tsubame.niigata.jp/soshiki/kikaku\\_zaisei/2/26/786.html](https://www.city.tsubame.niigata.jp/soshiki/kikaku_zaisei/2/26/786.html)



※1 ハッピー・パートナー企業 (新潟県男女共同参画推進企業) って？

新潟県が、男女が共に働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるよう  
職場環境を整えたり、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業を登録し、  
取組支援を行う制度です。

\*ハッピー・パートナー企業の詳細・登録は新潟県ホームページから

新潟県ハッピー・パートナー企業

検索

5 ジェンダー平等を  
実現しよう



17 パートナーシップで  
目標を達成しよう



申請先・お問い合わせ

燕市 企画財政部 地域振興課 協働推進係 〒 959-0295 燕市吉田西太田1934番地  
☎ 0256-77-8361(直通) FAX 0256-77-8305 ✉ chiiki@city.tsubame.lg.jp